資料25－3

「IP ネットワーク設備委員会報告書（案）」に寄せられた御意見及び
IP ネットワーク設備委員会の考え方（案）

意見提出者一覧（計６件）

○個人　４名

○電気通信事業者等

	意見提出者（提出順）	代表者氏名等	
１	一般財団法人日本データ通信協会　テレコム・アイザック推進会議	会長	飯塚　久夫
２	一般社団法人テレコムサービス協会		

○全体的な意見

御意見	委員会の考え方（案）
通信インフラは、国民生活や社会経済活動を支える基盤であり、災害に強いネットワークの構築やスマートフォンの急激な普及など情報通信ネットワークの高度化・多様化等環境変化に対応した安全・信頼性対策の強化が求められています。　今般、ＩＰネットワーク設備委員会において、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の見直しが行われ、対策の強化に向けた具体的方策の方針が示されたことは大変意義があり賛同いたします。 今後、電気通信事業者は本報告案の内容に基づき安全・信頼性向上のための各種対応に取り組むことになります。今回見直し強化された「重要な通信センターの分散」、「大規模災害対策」（ハザードマップ等の情報を考慮した電気通信設備の設置場所等の決定）、「津波対策」等について、一部の大手ＩＳＰ業者の場合は既に対応しているところもありますが、中小ＩＳＰ事業者の場合はコスト的に対応が困難のところが多い状況です。対応コストの負担軽減のため国の支援措置の実施等講じていただけますよう要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	基本的に報告書（案）に対して賛同する御意見として承ります。また、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

○「2.5 情報セキュリティ対策の強化に必要と認められる事項」について

御意見	委員会の考え方（案）
現行の情報通信ネットワーク安全・信頼性基準には、コンピュータウィルスが発生した場合に、利用者に対し情報提供する等、被害の拡大を防止するための措置を講ずることが規定されております。最近では、実際にも事例が発生しておりますが、端末設備の脆弱性も、インターネット上の安全・信頼性の確保に重大な影響を与えることがあります。そのため、情報通信ネットワーク及びインターネットを利用する端末設備に大きな影響があるセキュリティ上の脆弱性が発見された場合についても、コンピュータウィルスと同様の管理基準を適用することが必要と思われます。 【一般財団法人日本データ通信協会　テレコム・アイザック推進会議】	いただいた御意見につきまして検討した結果、現行の対策に記載されているコンピュータウィルスに関する情報に加え、御指摘の端末設備の脆弱性や、ソフトウェアの脆弱性についても、情報通信ネットワークに影響を与える可能性があり、周知及び被害の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、現行の対策の「コンピュータウィルスに関する情報」の文言の後に「等」を付けることを検討いたします。 【参考：現行の対策】 (4)コンピュータウィルス情報緊急通報体制の整備 ア　（略） イ　コンピュータウィルスに関する情報を入手したときは、自社内に対して速やかに周知するとともに、利用者に対してウェブへの掲示、メールニュース等適切な方法により速やかに情報提供する等、被害の拡大を防止するための措置を講ずること。

○「別添１　別表第１　設備等基準　情報通信ネットワーク　安全・信頼性基準(10)ソフトウェアの信頼性向上対策」について

御意見	委員会の考え方（案）
「別添１　別表第１　設備等基準　情報通信ネットワーク　安全・信頼性基準(10)ソフトウェアの信頼性向上対策」について 本対策基準としてア～ケまでの９項目が明示されておりますが、万一、ウィルス・マルウェア感染被害を被った場合の、初期的対処方法（サイバーポリスへの連絡等）についても明示することにより、被害拡散防止への行為指示型対策を追記することを提案させていただきます。 【個人Ａ】	御指摘の対策に関しては、現行の情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準の「別表第２ 管理基準　５情報のセキュリティ管理　(4)コンピュータウィルス情報緊急通報体制の整備（＊）」として既に規定しております。 ＊(4)コンピュータウィルス情報緊急通報体制の整備 ア　新たなコンピュータウィルスを発見した場合等、コンピュータウィルスに関する情報を広く一般に周知する必要があるときは、電気通信業界で定めた緊急連絡先に、直ちに連絡すること。 イ　コンピュータウィルスに関する情報を入手したときは、自社内に対して速やかに周知するとともに、利用者に対してウェブへの掲示、メールニュース等適切な方法により速やかに情報提供する等、被害の拡大を防止するための措置を講ずること。 パブリックコメントの報告書（案）別添１においては、「情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準の見直しに関する論点（方向性）」に関連する基準を抜粋して記載しており、「別表第２　管理基準　５．情報セキュリティ管理」を省略する内容で整理しておりました（省略された基準については、別添２には記載されております）。報告書（案）の構成がわかりづらくなっており、御迷惑をおかけいたしました。

〇その他の御意見

御意見	委員会の考え方（案）
結果的に日本が災害に襲われた時に、どのような通信をどこまで守りたいのか具体的に分かりませんでした。全ての通信を守るのは、東日本大震災で無理ということが証明されているので、東日本大震災クラスの災害時に命に関わる病院や消防などの通信は切断しないようにするなどの具体的な基準提示があると良かったかもしれません。また、IPv4 と IPv6 の分科会が貴省にあるはずですが、IPv4 と IPv6 が災害時に与える影響の有無も含めて言及が無いのは残念に思いました。 【個人Ｂ】	「病院や消防などの通信は切断しないようにする」という御意見に関しましては、電気通信事業法第８条（＊）において重要通信の確保が定められており、病院や消防など災害救助機関の通信は優先的に取り扱われ、また、当該機関の電気通信設備の復旧についても優先されることとなっています。 また、東日本大震災を踏まえた、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の改正を受け、今回の見直しにおいても、地方自治体の庁舎など防災対策の拠点となる特定施設の電気通信設備の維持、強化を図っています。 ＊第８条第１項 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて総務省令で定めるものについても、同様とする。 報告書（案）では IPv6 への移行について言及しておりませんが、IPv4 と IPv6 が災害時に与える影響の有無につきましては、IPv4 と IPv6 のネットワークのアドレス体系の違いによって、災害時に影響を受ける設備に差はないと考えております。なお、情報セキュリティに関する基準については、情報セキュリティ対策が網羅的に規定化されており、また、IPv4 から IPv6 への移行に関しては、「別表第２管理基準　1.ネットワークの設計管理」に記載されている基準において対応可能と考えております。ただし、今後新たな課題が生じた際には、検討してまいりたいと考えております。

御意見	委員会の考え方（案）
日本の通信の安全はかなりおろそかになっています。「携帯　〇〇〇　〇〇」で検索すると多数のサイトがあります。090*******に電話をかけ、暗証番号４桁（多くは＊＊＊＊または〇〇日であるので、容易に破れる）を入力すると、留守電が聞ける、とのことです。私は弁護士ですが、依頼人から「妻にどうやら留守電を盗聴されているようだ」と相談を受け、判明しました。取り締まる法律がなく、長年放置されている様子です。国家公務員、国会議員、弁護士など、機密情報を扱う人にとっても大変重要な問題です。国家機密も容易に流出する危険性があります。ＩＰアドレスなどの問題でも、同種事案は容易に発生しそうです。早急に対策をおねがいします。 【個人Ｃ】 （注：〇〇や＊＊については、事務局で伏せさせていただきました。）	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。 携帯電話、インターネットを初めとする電気通信サービスは、国民生活、経済社会にとって必要不可欠なサービスとなっており、誰もが安心・安全に利用できるようになることが求められています。 電気通信サービスを安心・安全に利用するためには、電気通信サービスを提供する電気通信事業者だけでなく、ひとりひとりの利用者も情報セキュリティに対する意識の向上と適切な知識を持つことが必要になります。 御指摘のようなサービスのリスクに関しても、他人にわかりやすい暗証番号を使用しない（携帯電話の契約の際に窓口で分かり安い暗証番号にしないよう利用者に周知している。）、携帯端末を遠隔操作ができないような設定（初期設定は遠隔操作停止の設定になっていること。また、計４回連続して誤った暗証番号を入力した場合、遠隔操作を停止するシステムを採用）にすることによって、100%安全であるとは断言できませんが、当該サービスの利用に伴うリスクを大幅に減少、又は回避させることが可能となります。 利用者が情報セキュリティに対する適切な知識を持つことが、安心して、安全に利用できる IT 社会を実現するために重要である点についてもご理解いただいきたいと考えます。 なお、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第 3 条は、「電気通信回線（インターネット・LAN 等）を通じて、アクセス制御機能を持つ電子計算機にアクセスし、他人の識別符号（パスワード・生体認証など）を入力し、アクセス制御機能（認証機能）を作動させて、本来制限されている機能を利用可能な状態にする行為 」を禁止する旨を規定しています。

御意見	委員会の考え方（案）
IP ネットワークにおいてで、IP アドレスの中からウイルスに感染するという事件があり、また遠隔操作なんでもできるハッカーがいるのが事実で本当に悪い意味ですごく頭のいい人間がいるのだと思いました。 　今後、パソコンは現代さけてとおって生活はできない時代です。その点を踏まえると、信頼回復のためには、通信ネットに関して、そのような犯罪をなくすというか、どうやったら安心して国民がインターネットパソコンを使えるのかを検討するべきだと思います。 　いづれ近い将来、内閣府に、インターネットに関する規定を法案として提出してもらえる事を切に願います。 【個人Ｄ】	いただいた制度整備に関する御意見は、今後の参考とさせていただきます。 　なお、電気通信サービスを安心・安全に利用するためには、１つ上の考え方で述べたとおり、電気通信サービスを提供する電気通信事業者だけでなく、ひとりひとりの利用者も情報セキュリティに対する意識の向上と適切な知識を持つことが必要と考えます。